

統計委員会
国民経済計算部会(第6回)
議事録

内閣府大臣官房統計委員会担当室

統計委員会 国民経済計算部会(第6回)
議事次第

日時：平成21年11月30日(月) 10:02～12:14

場所：中央合同庁舎第4号館4階 共用第2特別会議室

1. 日時 平成21年11月30日(月) 10:00～12:10

2. 場所 第4合同庁舎4階 共用第2特別会議室

3. 出席者

(委員) 深尾部会長、首藤委員、山本委員、井出専門委員、伊藤専門委員、菅野専門委員、高木専門委員、中村専門委員、野村専門委員、藤井専門委員

(審議協力者) チャールズ・ホリオカ大阪大学教授、総務省、財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行

(内閣府、総務省政策統括官(統計基準担当)) 乾統計委員会担当室長、岩田経済社会総合研究所長、中藤次長、私市総括政策研究官、豊田国民経済計算部長、長谷川企画調査課長、清水企画調査課政策企画調査官、広田国民支出課長、中原分配所得課長、百瀬国民資産課長、會田総務省政策統括官(統計基準担当)付統計企画管理官

4. 議事

- (1) 部会長代理の指名について
- (2) これまでの審議状況について
- (3) ストック統計の整備について
- (4) 公的部門分類の見直しについて
- (5) 今後の審議の進め方について
- (6) F I S I Mについて
- (7) その他

○深尾部会長 それでは、定刻になりましたので、統計委員会の国民経済計算部会を開会いたします。

10月20日の統計委員会において、樋口委員長から国民経済計算部会の部会長として指名された一橋大学の深尾です。よろしくお願いします。

今回は、新体制の国民経済計算部会としては初回ということですが、部会に属すべき委員・専門委員については、10月20日の統計委員会において委員長から指名されております。お手元の資料1として名簿をお配りしています。

また、ホリオカ先生には審議協力をいただいております。

それでは、各委員より簡単に自己紹介をお願いします。井出委員からお願いします。

○井出委員 成蹊大学の井出と申します。土地を専門に扱っております。よろしくお願いいたします。

○伊藤委員 専修大学の伊藤と申します。国際経済で直接投資や貿易といった研究をしております。よろしくお願いいたします。

○菅野委員 J Pモルガンの菅野と申します。よろしくお願いいたします。

○高木委員 成蹊大学の高木と言います。後で出てきますストック専門委員会を今までやってきました。よろしくお願いいたします。

○首藤委員 早稲田大学ファイナンス研究科の首藤と申します。コーポレートガバナンスと企業システムの関係を中心にやっております。よろしくお願いいたします。

○山本委員 日本大学の山本です。専門は計量の議論というか時系列分析で、データの方は何分初心者なので勉強しながら務めたいと思います。よろしくお願いします。

○中村委員 法政大学の中村でございます。国民所得部に3年ほどいたことがございます。

○野村委員 慶応大学の野村と申します。資本や生産関係をやっております。よろしくお願いいたします。

○藤井委員 東京大学の藤井でございます。ファイナンスと財政金融関係を専門としております。よろしくお願いいたします。

○ホリオカ審議協力者 大阪大学のホリオカです。専門は家計行動です。よろしくお願いいたします。

○深尾部会長 ありがとうございます。

岩本先生、宇南山先生、宮川先生は、本日は御都合により欠席です。

また、今回は本部会の調査審議に御協力いただくために、関係省庁の皆様、日本銀行にもお越しいただいています。内閣府から統計委員会担当室の乾室長、それから、国民経済計算の作成を担当している経済社会総合研究所の岩田所長、中藤次長、以下のメンバーが出席しております。

議事に入る前に、お手元の資料を確認させていただきます。議事次第、座席表、出席者名簿、資料1～7を配付しています。もし欠けていましたら御連絡いただけますか。

また、専門委員の先生方については、辞令をお手元の封筒に入れさせていただきますので御確認をお願いします。

今日、議事の中で発言される際には、机の上のネームプレートを立てていただくようお願いし

ます。ネームプレートが立っている方を順次指名することにしたいと思います。

それでは、審議に入ります。まず、部会長代理の指名を行います。統計委員会令第1条第5項の規定に基づき、部会長からあらかじめ職務を代理する者を委員の中から指名することとされています。山本委員にお願いしたいと思いますが、山本委員、お引き受けいただけるでしょうか。

○山本委員 はい。

○深尾部会長 ありがとうございます。それでは、よろしく申し上げます。

それでは、これまでの国民経済計算部会の審議状況について、内閣府の長谷川企画調査課長から御説明願います。

○長谷川企画調査課長 よろしく申し上げます。それでは、お手元に配付させていただいております資料2-1、参考1、参考2という資料がございます。資料2-1に関しましては「これまでの審議状況について」というタイトルでございます。参考1につきましては、内閣総理大臣から統計委員会委員長への諮問文ということでございます。参考2は、この諮問に対する中間取りまとめ「諮問第16号に対する中間取りまとめ（平成17年基準改定に関する課題）」というタイトルがついてございます。

それでは、資料2-1をごらんいただきますと、これまでの審議状況ということで、私ども平成21年4月13日に第21回統計委員会を開催いたしまして、そこにおきまして参考1のような形で諮問第16号「国民経済計算の作成基準の変更について」という諮問をいたしました。ですので、現在、国民経済計算部会におきましては、この諮問を踏まえた形で審議中ということで、次の事項について意見を求められているということでございます。

主な課題ということで3つ整理させていただいております。1つ目は、平成17年基準改定に係る課題ということで、これは現在私ども国民経済計算部の方で平成12年基準から平成17年基準改定という作業をしておりますが、それに関する課題ということでございます。主な課題といたしましては、固定資本減耗の時価評価、それから、ストック統計の新たな推計方法の採用ということで、恒久棚卸法（PIM）による推計の導入等のストック統計の整備。それから、FISIMという現在、参考試算値では公表させていただいておりますが、日本はまだ本格的な本体系への導入は遅れているということで、このFISIMの導入。それから、公的分類の見直し、財政統計の整備といったところで、やや国際的な基準からずれているところ、そうした観点から財政統計、公的分類についての見直しがされています。

それから、08SNAの導入ということで、現行、私どもの基準は93SNAということで、国連におきまして採択された93SNAを枠組みとして採用していますが、2008年、2009年と国連で08SNAが採択されたということで、各国順次この新しい体系に移行するというような作業をする予定です。我が国もそれに基づいた形で今後、導入に向けた議論をさせていただくということで諮問させていただいております。

あと、経済センサスー活動調査に係る年次推計等の抜本的な見直しということで、画期的な経済センサスが今後行われることにつきまして、それを踏まえた推計方法、具体的には年末に公表いたします確報推計にいかん反映させるかといったところを中心に抜本的な見直しをしていくこ

とを考慮しております。

参考1をお開きいただきまして、2枚目、3枚目に今申し上げたことを少しブレイクダウンした形で記述しております。別添の横になっております「意見を求める事項」につきまして、今申し上げた話をより具体的にブレイクダウンした形で書いてございます。例えば、08SNAの導入につきましては、非金融資産の測定に関する課題ですとか、金融に関する課題、政府・公的部門の課題、海外に関する課題等、93から08にかけてこのような項目が主に大きな変更と見込まれますので、そうしたことを内容としております。

それから、後ほど御説明させていただきますが、ストック統計の整備につきましても、自社開発ソフトウェアの資本計上、それから、育成資産の仕掛品在庫の計上等を先ほど説明いたしました内容につきましてプラスした形で具体的に計算しているということでございます。

一番下になりますが、経済センサスにつきましても、経済センサスの体系に適合した推計方法の確立、基礎統計整備、SUTという言葉がありますが、これはSupply Use Tableという各国年次推計等の導入の基本的な枠組みになっているテーブルでございますが、日本ではまだ基本的には整備されていないということで、そうした検討やコモ法の見直しといったところも課題とされております。

こうした諮問を踏まえまして、4月から国民経済計算部会におきまして前体制のもと御議論いただきました。8月に中間取りまとめをお願いしております。9月末に前体制が任期切れということでもございましたので、取りまとめをお願いしたということでもございます。それが参考2ということで、また別の1枚紙でございますが、中間取りまとめということで諮問に応じた形で議論したものを整理させていただきました。

まず、「1 審議状況」ということで3点、平成17年基準改定に関する課題につきまして御議論いただいた内容でございます。後ほど詳細に御報告申し上げますが、まず(1)といたしましてはストック統計に関することでもございます。自社開発ソフトウェアの推計方法の仕方、それから、育成資産の仕掛品の推計方法の仕方、それから、今後のスケジュールについておまとめいただいております。

(2)のFISIMにつきましては、まさに今後の課題ということで、本日も踏まえた形で御議論いただくということでもございます。

(3)といたしまして公的部門分類の見直し、財政統計整備ということでもございますが、御議論いただきまして基本的には内閣府の提案につきましては国際基準に沿ったものになっており、おおむね妥当と御見解いただきました。ただ、分類の安定性、連続性への留意、金融の売上基準の再整理等が必要だとされています。それから、内閣府からの更なる検討結果を踏まえて最終的な意見を取りまとめる予定です。

来年度におきましては財政統計、それから、COFOGという問題についても報告を受けるということでもございます。

8月時点ですので当面の進め方ということで、実を申しますと9月の御議論に対する形で御提案をいただき、それぞれ財政・金融専門委員会におきましては、公的部門分類の見直しについて、そ

れから、ストック専門委員会につきましては、それぞれの課題について御審議いただきて報告するものとなっております、改めまして資料2-1をごらんいただきますと、9月15日にストック専門委員会におきまして御議論いただき、また、9月30日、財政・金融委員会におきまして、公的部門分類の見直しの結論をいただいたということでございます。

概要は以上でございます。

○深尾部会長 引き続き、ストック統計の整備について、9月に開催されたストック専門委員会の概要について、内閣府の百瀬国民資産課長から報告願います。

○百瀬国民資産課長 第3回ストック専門委員会は9月15日に開催されました。高木委員長以下、井出委員、中村委員、野村委員、宮川委員の5人のメンバー全員が出席する中、高木委員長のもとで審議が行われました。

大きく議題は2つありまして、1つは、新たな資本統計の開発・整備への取り組みについてということで、内閣府からは基本的な方向性を生産資産表等フレームワークの構築、これらへの取り組み状況の報告を行いまして、引き続き検討を行うこととされました。

当面の課題となります平成17年基準改定で導入を目指すと言われております時価表示による固定資本減耗に関しましては、PIMにより推計されることとなりますけれども、この時価表示の固定資本減耗もPIMによる新たなストック系列も過去にさかのぼりまして、現行系列とは別の系列として推計されますので、導入対象年の前後には断層が生じます。その断層への対応の意見を伺いました。

意見としましては、各国のPIM導入の経験が参考になるのではないかと。それから、計数が推計できているのであれば、その遡及系列を導入前に公表しておいたらどうかという意見がありました。

大きく2つ目は、個別案件への取り組みということで、内閣府から自社開発ソフトウェアと育成資産の推計の進捗についての報告がありました。自社開発ソフトウェアはコスト積み上げ方式で、育成資産はRIM、これは当該期の生産を育成資産の成長率や廃棄率を勘案しまして、当該期以降の出荷から推計する方法ですけれども、その方法により推計することも既に了承されておりましたので、これらの推計方法に沿ったその後の検討状況の報告がありました。

個別案件の2つ目としましては、内閣府から08SNAの課題のうち、項目番号20土地改良の検討状況に関して報告を行いました。93SNAでは土地改良が総固定資本形成ではありますけれども、生産資産としてストック額を出しておりません。土地改良分は貸借対照表では非生産資産である土地に加算されて推計されています。08SNAでは土地改良分に関しまして生産資産として非生産資産の土地本体から分離して生産資産としてのストック推計をされておりますけれども、土地改良分を分離すべきなのか、分離できるものなのか疑問だという意見や、分離に関しての問題があるのではという意見が多く出ました。今後は会議でも御指摘がありましたけれども、国際的な対応状況を確認し、それらを参考にしながら我が国の対応を判断することになると考えております。

以上です。

○深尾部会長 ありがとうございます。

ストック専門委員会委員長を務められていた高木委員から何か補足があればお願いします。

○高木委員 今、御説明がありましたように、ストック専門委員会はいろいろな課題がありまして、今、課長からお話があったように、大筋ではそういうことをやってきました。

若干補足しますと、まず、1番目の新たな資本統計の開発・整備の取り組みについてですが、御存じのように今まで資本ストックはベンチマークイヤー法が中心だったわけです。ところが、ベンチマークは昭和45年、いわゆる1970年の国富調査ですから、いろいろ工夫しながらやってきたわけですが、それでもPIMに方向を変えた。国際的に見てもPIM法が主流になっていますし、そっちへ乗り換えると。ところが、先ほど御説明がありましたように、PIMに乗り換えると断層が出てくるのが当然予想されます。その辺どうするかという話の一つのポイントです。

それから、個別案件では、インハウスと言われる自社開発のソフトウェア、これはコスト積み上げしかできないというので、コスト積み上げ方式による推計を考えています。

それから、育成資産の推計については、現在では産業連関表がある年をベンチとして、生産量に一定率を掛けて中間年次を出すという方式をとっているんですが、それよりもやはり物的に各期の成長率と廃棄率を推計して、そこから在庫を求めた方がいいんじゃないかという議論です。野村委員が開発したRIM法、成長曲線において双曲線を想定した議論なんですけど、そういう推計を今行いつつあります。

それから、08SNAの検討課題なんですけど、08SNAもストック関係は結構いろいろな項目があります。そのうちとっかかりとして土地改良という項目について検討をしてきました。68SNAと93SNAの大きな土地改良の扱いの差というのは、68SNAでは土地改良は資本形成なんです。次年度になったら土地になります。例えば、雑種地から宅地に切り替えたというときに、それに投下された土地改良部分は資本形成になって、翌年になると宅地資産でカウントされるという方式なんです。ところが、93SNAと08SNAはそれでは不十分だというわけです。土地改良の部分はあくまでも生産資産なので、従来の資本形成と同じように推計しなさいという形で来ているわけですね。内閣府の方々も苦労しながらいろいろ試算値は一応出してみましたけれども、もともとそんな資本減耗をどうするかとかいろいろ問題があるわけですね。今どちらかというと08SNAにしろ、あるいは93SNAにしろ、そういう勧告に対して疑問の意見が強いというのがストック委員会の審議の状況です。

○深尾部会長 ありがとうございます。

本件は今後引き続き審議される予定ですので議論は改めて行う予定ですが、何か特段の御意見等ありますか。よろしいですか。

それでは、もう一つ進んでいる公的部門分類の見直しについての議事に移りたいと思います。9月に開催された財政・金融専門委員会の概要及びその結果を踏まえた見直し案について、内閣府の広田国民支出課長から御説明をお願いいたします。

○広田国民支出課長 資料3に基づきまして、公的部門の分類基準の見直しについて御説明申し上げます。

財政・金融専門委員会で公的部門の分類基準については御審議をいただいてまいりまして、9月30日にその結果を取りまとめたところでございます。

検討の経緯でございますが、平成21年7月31日に第2回財政・金融専門委員会が開かれまして、この回より今回の見直しについて御審議いただきまして、この回では内閣府の方から論点整理あるいは見直しの方向性、そしてそういった考え方に基づいて政府諸機関を分類してみるとどうなるかという結果を提示しまして、御審議いただいたところでございます。

8月5日の国民経済計算部会でその概要を御報告した上で、9月30日の第3回財政・金融専門委員会、この回では前回の専門委員会で委員の先生方からいただいた御指摘を踏まえて作り直した分類基準案に基づきまして御審議いただきまして、最終的に専門委員会としての基準案を取りまとめていただいております。

ただ、後ほど申し上げますが、一部国際機関への照会が必要とされた点について保留しております。それから、専門委員会の場で内閣府としての対応案をその場で示せなかった点がございましたので、その点につきましては専門委員会終了後に各委員から個別に了承をいただく形で取りまとめていただいております。

今回の見直しのポイントでございますけれども、公的部門をどう分類するか、2つの軸がございます。公的部門か民間部門かという軸と、一般政府あるいは非営利部門か法人企業部門かという軸、それに加えて社会保障基金や金融機関の定義を組み合わせる形で部門分類の基準としております。

(1)公的部門、民間部門の区分の軸でございますが、これは政府による所有と支配の観点から区分するというようになっております。93SNAでは公的と民間の区分について、政府による「所有または支配」のいずれかが成り立っていれば公的部門に分類するという形になっておりましたが、現行の我が国の国民経済計算では、政府による所有と支配の双方を満たさないと公的部門とみなさないという、いわゆる「所有かつ支配」という基準を採用しております。これは93SNAの移行時に、激変緩和的な観点からあえて93SNAに合わせなかったと聞いておりますけれども、今回の見直しにおいては、やはり国際比較可能性の向上といった観点から、国際基準により忠実に、所有による支配またはその他の根拠による法令等に伴う支配のいずれかが認められれば、公的部門に分類するという形に見直そうということでございます。

(2)政府かあるいは企業かという部分でございますが、これは市場性の有無で判断することになっております。93SNAでは経済的に意味のある価格で取引されていれば、それは市場性があるとみなされていたわけでございますが、08SNAにおいても考え方は基本的に変わっておりません。そこで、より具体的には持続的な複数年にわたる期間において財・サービスの売上高の平均的な水準が生産費用の少なくとも半分に達することが期待されるという文言がございますし、また、欧州の基準でありますESA95でも同様の基準を採用しておりますので、我が国においても原則売上高が生産費用の50%を上回っているか否かを市場性の有無の判断基準にしたいと考えております。

(3)が社会保障基金の定義でございますが、これまで我が国の国民経済計算においては社会保障基金の定義として、政府による賦課・支配、社会の大きな部分をカバーした制度であること、強制的な加入と負担の制度であること、それから、直接的な給付と負担がリンクしないという4つの条件を課しておりました。ただ、93SNAでも給付と負担がリンクしない点については、直接のリンクがないのが普通と書いてありまして、08SNAにおいても必ずしも直接的なリンクがあるとは限

らないという表現でございますので、給付と負担がリンクしないことを要件とするのは強過ぎるのではないかということがございますので、この給付と負担のリンクというものを社会保障基金の必要条件から外したいということが3点目でございます。この点については、9月の財政・金融専門委員会で更に議論がございましたので、後ほど御紹介いたします。

(4)金融機関の定義でございますが、従前、総資産に占める金融資産の割合が90%以上というのを我が国における基準にしておりましたが、国際基準との整合性を向上させるため、売上高の50%以上が金融仲介活動または補助的金融活動によるものである機関を金融機関に分類するというふうに改めるということでございます。

「2. 第3回財政・金融専門委員会における主な議論」でございますが、(1)がただいま申し上げました社会保障基金の定義についてでございます。給付と負担がリンクしないということを要件から外すことについては大きな御異論はございましたが、それに加えて強制加入・負担という点についても、必ずしも08SNAの文言あるいは93SNAに戻っても必ずしも読み取れないのではないかと御指摘をいただきました。93SNAと08SNAを比べましても、やや表現に揺れがございますので、基本的には強制加入と負担という要件を外すことについて内閣府として問題はないのではないかと考えておりますが、念のため国際連合あるいはOECD等のSNAの改定に携わった関係者にこの趣旨を照会した上で、強制加入・負担というものは趣旨として国際基準において入っていないということが確認できた場合に、我が国の要件からも削除するという御了承をいただいたところでございます。

(2)政府支配の有無の基準についてでございますが、事務局でお示ししておりました案ではちょっと複雑になっておりますが、1つの条件として50%超の議決権等を政府が保有していると。または、統治機関の支配と主要ポストの任免権を有していると。その条件と第1の条件のいずれかが満たされた場合に、政府支配があるという形にするという案をお示したところでございますが、通常、統治機関を普通支配していれば主要ポストの任免権があると考えることができるのではないかと。これはいたずらに複雑なルールなのではないかという御指摘をいただきました。これはその場で内閣府としての見解をお示しできませんでしたので、専門委員会終了後になってしまいましたけれども、内閣府としては御指摘のとおり50%超の議決権等保有という条件、または、2番目の条件だけ統治機関の支配のいずれかが満たされれば政府が支配しているという形にするということで、各委員にも御了承いただきまして、こういった形を取りまとめていただきました。

こうした議論を経まして、別紙1に掲げております基準を取りまとめたところでございます。

「1. 分類対象としている政府諸機関」となっておりますが、これは格付けの対象とする機関をこういう形で一応土俵を設定させていただいております。最後のところに、社会保障基金に該当する機関で「※」で社会保障基金の要件を書いておりますが、先ほど国連あるいはOECDに照会するという御承知のとおり、今まさに照会しておりますが、残念ながらまだ回答を得られておりませんので、③強制的加入・負担のところはペンディングとさせていただいております。

2に今までの議論を踏まえた格付けの枠組みが書いてありますけれども、(1)が金融機関の区分、

(2)市場性の有無によって政府か企業かを決めると。(3)が政府による所有と支配で公的部門と民間部門の区分をするという流れになっております。

別紙2として横長のリスト、細かくて大変恐縮でございますが、今の考え方にのっとって公的部門の格付けを行うとどうなるかというものをまとめさせていただいております。黄色の網掛けをしているところが現行分類から異なる扱いとなるものでございます。

私からは以上でございます。

○深尾部会長 ありがとうございます。

財政・金融専門委員会の委員長を務められていた藤井委員から何か補足はありますか。

○藤井委員 特にございません。

○深尾部会長 それでは、今の説明について御質問・御意見があれば、どうぞお願いします。

○中村委員 非常に画期的な分類の変化があつて、国際基準に沿う方向で非常にいい分類になったと思っております。

中で幾つか公的金融からあるいは民間から一般政府に移ってくる機関があるわけですが、これは経常勘定、蓄積勘定だけではなくて、生産勘定にも大きな影響を及ぼすと思いますが、例えば、国有林野であればメーンの生産物が環境保護サービスであつて、恐らく木材が市場生産物ということになると思いますが、例えば、6ページの米管理勘定などとなると市場生産物がないように思われますが、下の方にと畜事業というのがあつて、これは恐らくある部分は市場生産物があつて、残りの部分の非市場部分をどう扱うか。それはC O F O Gで言うとなんになるかというような議論はする時間がなかったということですので、その点を御確認いただきたいということでございます。

○広田国民支出課長 その点につきましては、まさに現行の我が国のSNAにおいてサービス生産者と一般政府が同一であるという取扱いをしていることともかかわりまして非常に大きな問題だと思いますので、その辺の整理について計算部の方でも引き続き検討しているところでございますので、また機会を見つけて御報告させていただきたいと思っております。

○井出委員 大変大規模な変化なので多少データ上の心配があるんですが、特に民営化が行われたということで、いろいろ社会資本関係のデータがすごく大きく動いているんですが、今回制度が変更することによって、またそれが一部元に戻るといふようなかなり大規模な変化がありまして、データの連続性というものが非常に難しいなど感じております。特に、社会資本関係のストックのデータに関してこういったことが頻繁に行われますと非常に好ましくないということで、過去へ遡及されて社会資本整備のストックデータ関係が整備されていくのか、あるいは現時点から遡及しないで、今後に関してだけ行われていくのかということをお願いしたいと思っております。

○広田国民支出課長 データの連続性につきましては、確かに今回ある意味で今までにない大幅な変更部分もございまして十分留意してまいりたいと思っておりますが、遡及につきましては、ストック関係の係数あるいはフロー関係の係数それぞれまたアベイラビリティも違いますので、そこは可能な限りデータのアベイラビリティを精査しながら、できる限りの努力をしてみたいと思っております。

こういった見直しの頻度、余りこういうことが頻繁に行われては困るということはおっしゃるとおりだと思いますが、今回は 93SNA の移行時にある程度積み残したものを、それから十何年かけてこの機会に見直し、特に 08SNA で比較的政府支配基準なども比較的細かく示されたということもございますし、E S A などでも S N A だけでは示されていない細かなオペレーショナルな基準が示されていることもございますので、そういう機会をとらえて行ったということでございます。

この枠組みは枠組みとして、また大きな状況の変化あるいは国際基準の変更等がなければ、それほど頻繁に見直す必要はないと思いますが、むしろ格付けられる各機関の性質が変わったりとか、あるいは 50% 基準が上回ったり、下回ったりということがございますので、一つには、余り市場性の有無について単年度で基準を下回ったから変えるということはないと。それは財政・金融専門委員会でも御議論いただいたことでございますけれども、安定的に複数年にわたって性格が変わったということを確認した上で見直すということだろうと思っております。そういった点を留意してまいりたいと思っております。

○深尾部会長 ユーザーの視点からはデータの連続性は大事だと思いますので、遡及についても今お話しのように是非御検討いただければと思います。

○首藤委員 初めてなので御説明いただきたいという点でございますけれども、資料 3 の 4 ページの(3)公的部門と民間部門の区分のところですが、ロ)の②「取締役会等の統治機関を支配している(過半数の任免権を持つ)」と書いてございます。(1)で金融機関で分離された場合、(2)で法人企業部門に分類された場合とございますけれども、このときの機関というのは株式会社ではないものも含めていると理解してよろしいでしょうか。と申しますのは、株式会社であれば任免権は株主総会にありますので、議決権が過半数あれば統治機関を支配しているということになるんじゃないかと思っておりますけれども。

○広田国民支出課長 おっしゃるとおり、①を満たせばこの場合でも②を満たすということは当然あり得るとは思いますが、そこは議決権の過半数を保有してなくても法令等で任免権を政府が持っている場合を②ですくうというか、そういう趣旨で書いています。

○深尾部会長 ほかにはよろしいですか。

○菅野委員 私は今回から参加させていただくので、今までの議論を十分に踏まえているかどうか分かりませんが、公的・民間部門の分類のところ、例えば先ほど中村委員が御指摘になった、7 ページ目ですが、N T T (日本電信電話株式会社)はこれまでは民間産業すなわち民間の非金融企業部門に分類されていたと思います。これがこれからは、公的非金融に入るという形に書かれていますが、一般に、N T T が民間か公的のどちらに分類されるかと聞かれば、ほとんどの人は民間と答えるのではないかと思います。これが再度公的に分類されるということですが、資料によると N T T の持株会社に「○」がついていて、この子会社だから東日本・西日本 N T T も結局公的に分類されているのだと思いますが、N T T の場合は非常に数字が大きいので、全体の動向にもかなり影響を及ぼすこととなります。また、将来、統治機関の支配が仮に変わると、当然下の方も変わってきてしまうような流れになっているように読めますが、そういう理解でよろしいでしょうか。

○広田国民支出課長 事実関係としておっしゃるとおりでございます、確かに N T T を公的非金

融とすることについては、いろいろと御議論があったところでございますけれども、国際基準になるべく従うという意味では、こういった取扱いをせざるを得ないのではないかという結論をいただいたところでございます。

○藤井委員 今の関係のところ、まさに財政・金融専門委員会でもいろいろ議論になりました。NTTなど3社が1985年に民営化したときには民営化した当初の時点で公的部門から外したと記憶していますが、その後、諸外国を含め、いろいろな民営化の事案について今回の委員会の議論の中でも調べていただきました。当然のことながらそれぞれの状況に応じて基準に忠実に順次、例えば、株式の支配がなくなれば民営化というような形になっているという御説明がございました。そういったことを踏まえ、基本的な基準を整理して、それに合わせて分類をきちんとしていくということで整理せざるを得ないのではないかということです。今回、特にかつて民営化したものの扱いとか、近い将来に民営化に移行するもの等の扱いについて、以前の基準との関係からいくと少し感じが違うのではないかということがあるかとは思いますが、それらも含めまして、そういった事例がいろいろあるとすればなおさらのこと、国際基準に合わせた整理の重要性があるのではないかと、このような議論になりましたということをご報告させていただきたいと思っております。

○菅野委員 その辺のところをしっかりと国民に説明する必要があるように思います。当初、AからBにしたものを、国際基準に従うと言う理由からBからAにした訳ですが、変更による統計面へのインパクトが大きいので、統計の連続性の観点からするとこうした変更は最小限にさせていただきたいと思っております。説明責任を明確にする必要があるように思います。

○深尾部会長 基準というか、原理原則を明らかにして説明の際に注意するというところでよろしいですか。

ほかにございますか。それでは、先ほどもお話があったペンディングになっている社会保障基金における強制的加入・負担の要件を外す件については、国際機関の確認がとれた場合に変更するというところでよろしいでしょうか。今いただいたデータの継続性とかNTT等の説明の問題については留意するというので、公的分類の見直しについての対応案は当部会です承が得られたということにしたいと思います。よろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

○深尾部会長 以上で、これまでの部会での議論、専門委員会での議論等御紹介があったわけですが、これまでの議論を踏まえ、今後の進め方について審議したいと思います。国民経済計算部会の今後の進め方について事務局で整理しましたので、御説明をお願いします。

○長谷川企画調査課長 それでは、お手元の資料4、資料5をごらんいただきたいと思います。先ほど御説明いたしました、これまでの旧体制におきまして諮問第16号に対するとりあえずの中間取りまとめをいただきましたが、引き続き諮問で各課題が残っておりますので、それにつきまして御審議いただければと思っております。

今後の相場観といたしまして事務局で整理させていただきました。まず、1つ目でございますが、答申の時期ということで①②と整理しております。幾つかの諮問の内容で御審議をお願いしている

課題がございますが、まず対応が迫られているもの、すなわち平成 17 年基準改定に関する課題につきまず御審議を優先していただければと思っております。この基準改定に関する課題につきましては、平成 22 年 9 月ごろに御答申いただければと、すなわち実際の実務上の作業に間に合うような形で御答申をお願いできればと思っております。

それが一段落した後、残りの課題といたしまして 08SNA の導入、それから、経済センサスに關します抜本的な見直しに関する課題ということで審議をお願いいたしまして、平成 22 年度末を目途に御答申いただければと思っております。

現在考えておりますのが検討スケジュール（予定）ということで、事務方で準備させていただきました相場観をお示ししております。

なお、ストックワーキンググループの設置ということで、資料 5 を御参考いただければと思いますが、ストック統計につきましては引き続き論点の集約を行っていく必要があること、それから、新たな係数の評価が必要であるということと、やはりかなり推計方法が細かい専門的・技術的な内容であるということも踏まえまして、計算部会のもとにストックワーキンググループを設けまして必要な検討を行っていただき、それを踏まえて国民経済計算部会におきまして意見を取りまとめていただければと思っております。また、同ワーキンググループにつきましては、08SNA についても御検討いただければと思っております。

新しい体制の発足に伴いまして、旧体制におけます専門委員会が幾つかございました。勘定体系・新分野専門委員会、生産・支出専門委員会、財政・金融専門委員会、それから、ストック専門委員会は専門委員会という形では廃止するという事で整理させていただいております。

今後のスケジュールでございますが、まず、本日部会を開催させていただきました。そして、後ほど御審議いただきます FISIM ということで御報告申し上げます。

その後来年、年が明けてから 1～3 月の間に 2 回ほど開催させていただきまして、FISIM、インハウス、育成資産について部会で検討を行い、そして、4～6 月の中で 1 回開催させていただきました、引き続き FISIM、それから、新たなストックの推計方法、経済センサスにおけます代替推計の試算値をお示しさせていただければと思っております。そして、7～9 月にかけて 2 回ほど、政府財政統計整備、それから、基準改正に係ります課題の意見取りまとめ、答申案をまとめていただければと思っております。

枠外の「※」に書いてございますが、10 月以降におきまして残りの課題につきまして集中的に御審議いただければと思っております。

なお、右側にストックワーキンググループということで、これまでのストック専門委員会の後継的な審議をしていただく体制として立ち上げまして、来年にかけてワーキンググループの立ち上げ、そして、インハウス、育成資産の試算値の評価、意見取りまとめ、新たな資本ストックの推計方法を御議論いただければと思っております。そして、4～6 月につきましては、試算値について評価をいただければと思っております。7～9 月にかけては、最終的な意見の取りまとめをいただけたらという形で、相場観といたしまして現状ではこのような御審議のスケジュールということで整理させていただいております。

なお、資料5につきましては、ストックワーキンググループの設置につきまして、内規という形で整理をさせていただきました。これにつきましては、説明は省略させていただきます。

以上でございます。

○深尾部会長 ありがとうございます。

今、今後の審議の進め方について御説明があったわけですが、御意見・御質問等ありますか。諮問が下りてきて、それに頑張っただえなければいけないという、大変な作業がいろいろ待っているという感じなんです、国民経済計算部会としては例えば、統計法にもあるような一次統計をいかに活用して国民経済計算をよくしていくとか、全般的な議論についてもどこかの時点で是非していくべきだとは思いますが。ただ、とりあえず諮問に対応するために、かなりこういうタイトなスケジュールで議論する必要があるということかと思えます。何か御意見ありませんか。よろしいですか。

それでは、ストックワーキンググループの設置については、原案のとおり当部会です承が得られたということにしたいと思えます。よろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

○深尾部会長 スtockワーキンググループの構成は、資料6のとおり指名したいと思えます。高木先生には座長をお願いしたいと思えますが、よろしいでしょうか。

○高木委員 はい、わかりました。

○深尾部会長 では、先生方にはよろしくお願ひいたします。

では、次の議事に移ります。FISIMについて内閣府における方向性、試算結果等が得られましたので、内閣府の中原分配所得課長から御説明をお願いします。

○中原分配所得課長 それでは、資料7をごらんいただければと思えます。資料7の中に7-1、7-2、7-3、その中にまた参考1、参考2という形で資料を用意させていただいております。御確認いただければと思えます。

それでは、資料7-1を説明させていただきます。「間接的に計測される金融仲介サービス(FISIM)の導入について(案)」でございます。

これまでの我が国の国民経済計算体系におきましては、金融仲介サービスにつきまして68SNAに基づき、そのサービスを帰属利子としてとらえておりました、すべて中間消費として処理していたところでございますが、93SNAにおきまして、この金融仲介サービスを間接的に計測される金融仲介サービス(FISIM)ということで、ほかのサービスと同様に付加価値を発生する活動としてとらえるようなやり方を提案されたところでございます。

我が国におきましては平成12年に93SNAの移行を行ったわけでございますが、その時点におきましては、FISIMにつきましては更に検討を継続すべきといった状況でございまして、導入を見送られております。その後、国民経済計算調査会議の中にございましたFISIM検討委員会の中で精力的に御検討いただきまして、平成18年より参考試算値として公表を開始したところでございます。

昨年末でございますが、統計委員会より公的統計整備に関する基本計画を答申いただいたわけで

ございますが、この中で基準改定時に本系列に FISIM を移行されたわけございまして、この内容につきましては今年3月に閣議決定されたところでございます。こういった国際動向、我が国の動向を踏まえまして、参考試算値からいろいろな推計手法の改善を行うなどしながら本系列の移行を図りたいといったことで御提案させていただくところでございます。

それでは、FISIM につきまして簡単な概要についてお話しさせていただければと思います。資料7の中の参考1をごらんいただければと思います。「間接的に計測される金融仲介サービス（FISIM）の概要」でございますが、中ほどに概要図をつけております。金融仲介サービスということで、預金から貸し出しへの転換といった金融仲介サービスをイメージにしたものでございます。この絵の中の下、長い横幅が預金残高でございまして、上の横幅が貸出残高ということで見ていただければと思います。左の方に下から調達利率、参照利率、運用利率とございますが、調達利率は預金の平均利回りのなもの、運用利率は貸し出しの平均利回りのものといったところでございます。

FISIM として評価しようというところは、この中のA、B、Cというところで、若干色がついているところです。預金の調達利率から運用利率までの利ざやの部分を FISIM として評価しようといったものでございます。このサービスを受けますのは、お金を借りている人の方と、資金を貸している方、銀行に貸しているところということで預金者側でございまして、SNAの中で制度部門別に FISIM というものをこれから評価していかなければいけないというのがございまして、そのためにここで預金者側、貸出側に分けて分割する必要がございまして、その分けるものが真ん中にございまして参照利率でございまして。

この参照利率とは一体どういうものかというところ、93SNA の中で概念的に書いてございまして、資金借入に伴う純粋費用でございまして、リスクプレミアムを最大限取り除き、そして、いかなる金融仲介サービスをも含まない率といったものでございます。例示として、インターバンク貸出レート、中央銀行貸出レートといったものが 93SNA の中では示されていたところでございます。

そういう状況でございまして、金融仲介サービスに含まないのが参照利率ということでございまして、こういった金融仲介サービスはほとんどお金を借りる側の人が消費するという形になっているといったものでございます。

参照利率の各国の考え方につきましては①②③にあります。基本的には金融仲介機関同士の取引レートとインターバンク貸出レートを利用する方式が主流となっております。EUのやり方でございまして、これが基本的に多いということでございまして。それ以外も市中金利といったところで、アメリカは国債利回りなどを用いながら、こういった利率を考えております。それと、運用利率と調達利率の平均を用いる方法を採用している国もあるといった状況でございまして。

続きまして、先ほど参照利率で貸出側、預金側に分けると言いましたが、その後、制度部門別に分けていくというところがございますので、制度部門別の配分の仕方の例示ということでつけていただいております。ここで大変恐縮でございまして、ミスプリントがございますので御説明させていただきます。

下の表で FISIM が算出されてどういうふうに分けられていくか、中間消費、最終消費とどうい

うふうに動いていくかという考え方を示したわけでございます。ここで、まず①FISIMの国内算出が48でございます。それと、FISIMを海外から輸入するといったもの、FISIMの輸入が2あるとした場合には、国内での供給合計はここで50になるということでございます。次に消費という形につながるわけでございますが、②です。まず、これを例えばということでございますが、非金融法人が17中間消費する、金融機関が1、一般政府が6、家計企業が1とございますが、ここでは0とさせていただきます。家計企業も中間消費の形でございますけれども、額的には全体としては小さいので、とりあえずここでは0と訂正させていただければと思います。更に、下の表で対家計非営利団体が2とございますが、こちらは3でございます。こういったものがFISIMの中間消費という形になっておりまして、合計すると27といった状況でございます。

更に、ほかに消費する部門としましては、家計部門がでございます。先ほど家計企業がございましたが、それ以外に純粋に消費者家計といったもので消費がございまして、その消費が下の最終消費に19上がってくると。そして、輸出が4来るといったFISIMの配分がされているという例示でございます。

そうすると、最終消費が合わせて23、先ほどの中間消費の27と合わせて需要合計は50ということで供給合計50と需要合計50がバランスしている状態といったものが、このFISIMの配分でございます。

ただ、ここでバランスしているんですけども、一般政府と対家計非営利団体に非市場生産者というところがございまして、この産出額はコストで評価されておりますので、この中間消費はそれぞれの部門の算出をその分だけ増加させます。そして更に、同じ額が最終消費に移っていくといったところがございまして、これが下の表の矢印で線が引いてあるところでございます。ここもミスプリがございまして、大変恐縮でございますが、⑤の一番下の行で「対家計非営利団体(2)」とございますが、こちらは3でございます。ここで同じ額、一般政府と対家計非営利団体3だけ最終消費を増加させ、その合計は8となっておりますが、9でございます。その合計として9増加するといったところでございます。その結果としてFISIMの算出を評価することによって最終的に増加する最終消費が⑥で31とございますが、32でございます。需要合計は58から59に訂正いただければと思いますが、こういった形で増えていくと。そういう形になりますので、供給という形で50ということでございますが、非市場生産者への影響を踏まえ、これよりも需要合計という形では大きくなっていくということでございます。

結果的には、最終消費という形で増える量としてはFISIMで直接配分される家計部門、輸出部門の23と一般政府、対家計非営利団体比といった非市場生産者から発生する9というものが増えると。そういった影響が最終消費に出てくるといったところで御理解いただければと思います。

次に、参考2をごらんいただければと思います。平成18年にFISIMの参考試算値を公表させていただいておりまして、それについての資料でございます。計数につきましては1枚めくったところに別添1という形でつけております。非常に小さい字でございますが、FISIMの算出額ということにつきましては、平成19年で約19兆円といったところで、GDPへの影響としては9兆5,000億円と名目としてこういう状況になっております。

中ほどに実質値がございますが、これはただいま公表している数字とは若干違います。公表している数字は平成 12 年を基準としておりますけれども、この表は平成 17 年度を 100 として実質化しているというところで違いがございます。それと、過去の方、ここまでさかのぼって今は参考試算数値を出しておりませんので、こういったものでございますということで御理解いただければと思います。

FISIM ですが、今回の検討に当たりまして、前回検討いただきました FISIM 検討委員会の中で解決すべき課題として指摘された事項が幾つかございました。また、今回私どもが本系列に移行するというところで解決しなければいけない課題もございましたので、そういったものをまとめておりますのが参考 2 の 3 番目の「○」でございます。

まず、(1) マイナス FISIM の解釈がございます。マイナス FISIM が発生していたということでございますが、こういったものかといいますと、参考 2 の 3 ページに利子率の推移がございます。先ほど御説明させていただきました参照利子率、調達利子率、運用利子率のバランスでございます。このグラフを見ていただきますと、ここは 55 年度から始まっておりますが、通常でしたら参照利子率が運用利子率と調達利子率の間に入るのでございますが、55 年度から 62 年度までの間で参照利子率が貸出側の利率でございます運用利子率を上回っている状態になっています。ここは率差というもので FISIM を評価しておりますので、運用利子率引く調達利子率に残高を掛けるという形で計算しますので、参照利子率が上ということでマイナスになってしまうといった状況があったということで、この辺にこういった問題があるのかを考えなければいけないだろうというのが一番大きな問題でございました。

それ以外も細かい部分で言いますと、金融仲介機関の一部の中でも生じているものがございまして、そういったものについても整理すべきだろうと考えてございます。

それから、(2) FISIM の実質化。実質化もいろいろテクニカルな問題がございましたが、これについてもいろいろ課題を指摘されていたところです。

そのほかに、(3) 輸出入 FISIM と国際収支統計の整理も必要であろうということ。

それから、(4) 参考試算値自体は実際に SNA 統計がすべてでき上がった後に作業していたしましたので、事後的に推計していた関係から可能であった推計手法等がございました。本系列の中で推計していくためにいろいろ制約がございましたので、その中で実現可能な推計方法はどんなものかといったものを検討したところでございます。

では、実際にこういった課題の解決方法について御説明させていただきます。資料 7-1 にお戻りいただければと思います。今回 FISIM の導入に当たりまして検討した論点についてお話しさせていただきます。

別紙 1 でございますが、FISIM は何を対象とするかという整理でございます。10 ページに別紙 5 「FISIM の定義比較」という表がございます。まず、一番上の定義といいますが、先ほどお話ししました利ざやの部分を見ますよといったことを書いてございます。

実際に、ここで FISIM の計測対象とするのは何かということでございますが、対象機関がございます。対象機関につきましては、右の方に 93SNA の定義、続きまして、EU の中で検討した結

果、EU基準が書いてあります。そして、参考試算値、一番左に今回御提案させていただく基準改定がありますが、対象機関につきましては、金融仲介機関ということで金融仲介サービスを図るといっていいであろうと思っております。ここで中央銀行を含むか除くかというところで93SNAだけ若干違いがございますが、世界的なその後の議論の中で、中央銀行につきましては金融仲介サービスを行っているにしても、そのサービスの程度は非常に少ないと考え、ほとんどが金融機関の指導・監督といったものだろうということで、FISIMの対象機関からは外すという整理をされているところでございます。

そういうことで別紙1の産出機関のところは、こういった形で整理させていただこうということでございます。

別紙1の1で産出機関、2で対象とする金融商品を整理させていただいておりますが、こちらも別紙5でごらんいただければと思います。まず、93SNAにおきましては、3番目が資産側、4番目が負債側の対象商品を書いてございますが、93SNAで資産側では財産所得を発生させる金融資産、負債側では同じように支払利子を発生させる金融負債。資産側で預金、貸し出し、株式、負債の方では預金、借入、株式以外の証券といったことで、ほとんどの金融商品が入っているという状態でございました。そういったこともございまして、参考試算値の中では資産側で預金と貸し出し、負債側でも預金と借入といったところで、こういったものを対象商品としていたところでございます。

ただ、一方で実際上の国際基準となっておりますEU基準では、預金から貸し出しといった金融仲介の機能を評価しようといったところに着眼したものでございますが、資産側で貸し出しのみを、負債側では預金のみを対象商品として評価するといった整理がされております。

08SNAが現在出ておりますけれども、そちらでもEU基準のような形になっております。そういった国際的な動向も含めまして、今回は資産側で貸し出し、負債側で預金といったものを対象商品とするということで整理させていただこうと考えているところでございます。

具体的にどういったものが対象となるかといいますと、3ページで表にまとめております。資金循環統計の区分に合わせたものでございますが、「○」がついているものが対象でございます。先ほどお話しさせていただきましたとおり、金融仲介機関のうち預金取扱機関で銀行等に「○」がついています。下の方では、ファイナンス会社、公的金融機関等々といったものを対象機関とさせていただこうと考えているところでございます。

一方で対象商品につきましては、資金を貸す側は預金に「○」がついています。併せて金融債でございますが、こちらは預金類似商品ということで前回のFISIM検討委員会でも対象となっておりますので、引き続きこちらも貸し手側の商品ということで対象にさせていただこうというものでございます。

借り手側につきましては、貸し出しの欄にございますもの、コール、買入手形・売渡手形、民間金融機関貸出、公的金融機関貸出、現先・債券貸借取引に「○」がついているところでございます。こういった形で対象を決めさせていただきたいという1点目の提案でございます。

続きまして、参照利子率について今回整理させていただいております。特に80年代、昭和50年

代でございますが、マイナスの FISIM が発生しておりましたので、それについていろいろな検討の中で一定の考え方も出ておまして、そちらをまとめたのが別紙 2 でございます。

まず、参考試算値における概念でございますが、先ほどの別紙 5 でもございましたが、概念的には金融仲介機関同士の預金・貸し出しの平均利回りを採用しております。この中には銀行からノンバンクへの貸し出しも含まれてございます。実際の推計実務面ではいろいろな制約がございましたので、金融仲介機関が金融機関全体から調達した預金・貸し出しの平均利回りにしておりましたけれども、概念的には EU などの考え方と同じものを使っていたところでございます。

ここで課題となりますのが、銀行からノンバンクへの貸し出しを含んでいるといったものがございまして、これがちょっといたずらをしているのではないかとということがございます。下の図 2-1 にありますが、預金取扱機関からファイナンス会社などのその他金融仲介機関への貸し出しを行っている、その他金融仲介機関から見た場合には銀行などから資金調達をしているといった絵でございますが、ここで参照利子率が①の線であると仮定した場合に、預金取扱機関からその他金融仲介機関への貸し出しにつきましては、参照利子率の上に出ている部分には既に金融仲介サービスが含まれている状態になっております。①と②の線で銀行からその他金融仲介機関へ貸しているということで、既に金融仲介サービスを借りた利子率、②を含めた形を参照利子率に計算してしまいますと、実際に①であるべき利子率よりも上がるという問題が出てしまうといったところがございます。これについては何か考えなければいけないのではないかとということが一つの課題ととらえております。

更に、2 つ目ですが、そうは言いながら EU の基準の中では実質上の国際基準であり、08SNA もほとんどこの内容になっておりますが、EU の基準の中では金融仲介機関同士の預金・貸し出しは平均利回りを使っていると。それを使うのであれば、別に入っているでもいいではないかという状態になるのですが、これについては、まず EU の状況を考えますと、預金取扱機関以外のその他金融仲介機関であっても、預金取扱機関と制度的には余り違いはないと。実際のところ、コールでの資金調達が可能であるといったところがございます。

一方、我が国のファイナンス会社、ノンバンクでコールで調達できるところは非常に限られておまして、そこはほとんど不可能であるといった状態がございまして、やはりここは日本と EU では事情が異なるであろうということで、日本の事情に合わせた利子率の設定を検討すべきと考えております。

その結果として、今回の参照利子率の見直しの方向性でございますけれども、参照利子率の計算につきまして、その対象からその他金融仲介機関を除いて、預金取扱機関同士の預金・貸し出しを採用したいということで考えております。そうすることによりまして、金融仲介サービスを含まない利子率に現在の参考試算値は近づくであろうということでございまして、今回の導入に当たりましては、そういった利子率を採用することを提案させていただこうというところでございます。

ただし、預金取扱機関、これはゆうちょ銀行も含まれておりますけれども、実際のところゆうちょ銀行とほかの預金取扱機関の資金の動きというのが非常に小さいということがございます。公社化、民営化後にコールなどが多少出てきておりますが、非常に小さいということもございますので、

今回の参照利率の計測対象からは、ゆうちょ銀行は除いているといったところでございます。

その結果、出てきたものがどういうものかといいますと、6ページのグラフでございます。上のグラフで運用利率が一番上の線、参照利率が真ん中に入って、調達利率が一番下になっているといったところで、昭和55年に発生したマイナスのFISIMが参照利率を計算を見直すことで解消されるといった効果があったところでございます。

一方で、参照利率の位置付けでございますけれども、金融仲介サービスを含まないということでございますので、そういったものを含まないのであれば預金の利率に近づくであろうということで、概念的には正しい方向が出ているのではないかと考えております。

一方で、上の方は民間金融機関に対してのものでございますが、下のグラフが公的金融機関に対処するとどうなるかといったものでございます。まず、グラフを見ていただきますと、平成16年度以前は調達利率が参照利率を上回っておりまして、このままでは参考試算値とは逆側でマイナスのFISIMが発生してしまうといった状態になっております。一方で、現在足元の方でございますが、財政投融资改革、ゆうちょの公社・民営化等もございまして、利率を見ますと調達利率が参照利率を下回って、民間と同じように市場性がある状態になってきているのではないかと判断しておりまして、原則的には足元につきましては参照利率を適用することが適当ではないかと判断させていただいております。

ただ、平成16年度以前につきまして、このままやっていきますとやはりマイナスが出てしまうという問題がございます。ここをどう考えるかということでございますが、まずFISIMというのは利ざやを評価するという考え方に立っておりまして、その考え方からいきますと、調達利率と運用利率の間をFISIMとして評価するというをやりたいと考えております。更にこの後、FISIMは借り手側、貸し手側と分けなければ配分に移れませんので、ここを分けなければいけないわけでございますけれども、金融仲介に関するサービスが実際的には借り手側、貸出側で配分されるといった状態になるということと、調達側、預金利率でございますけれども、民間と比べますと非常に高い水準で推移しているといったことを踏まえますと、この状態で預金に対するサービスの対価を適切に取っていたかと考えますと、その対価は取らない状態で金融仲介を行っていたのであろうと。取ることが適当ではないかということで考えまして、配分につきましてはすべてを借り手側、貸出側の方のFISIMとさせていただいて、預金側についてはゼロとして処理しようということで、平成16年度までは考えているところでございます。

海外の事例におきまして、実際に公的機関でこういったマイナスの事例がございまして、そういったときはゼロに置き換えるとか、額が小さい場合にはそのままマイナスとしてしまう場合もございまして、海外の事例と比べてもさほど違いはないだろうと思っております。

この辺の説明が書いてありますのが、5ページの「4 公的金融仲介機関の参照利率の適用について」でございます。参照利率については、こういった形で提案させていただければと思います。

続きまして、7ページ別紙3でございます。「FISIM 産出機関同士の貸借等に伴う二重計上の回避」ということでございますが、FISIM 自体の計算が貸出残高と利ざや部分で計算するということ

でございますので、これは統計の計算上のテクニカルな話でございますので、ここはポイントで説明させていただければと思っております。

下の図3をごらんいただければと思います。先ほどの図と同じような絵でございますが、預金取扱機関からその他金融仲介機関への貸し出しを行って、更に、それを消費者などに貸し出しを行っている例でございます。ノンバンクなどが銀行からお金を調達して消費者に貸し出ししているという絵でございますが、ここで普通に FISIM の計算をさせていただきますと、預金取扱機関側で貸し出しがあって、B の FISIM が計上されてしまうという状態があると。更に、ノンバンクがお金を貸す、利ざやと貸出利子率と参照利子率の差と残高を掛けると、ノンバンクの側ではBとCが計上されるという問題がございますので、このままやってしまうとBの部分がそのまま大きく膨らんでしまうといったことがございますので、これについては控除しなければいけないだろうと考えております。

この控除の仕方につきましては、中ほどに対処方法として産出からこのBの部分を引き算、控除するというやり方があります。もう一方で、Bはそのままにしておきながら両方に計上しながら、Bの部分をその他金融仲介機関の中間消費として落とすというやり方の両方がございますが、これにつきましては実際上、利ざやを評価するという観点と、実際に海外の事例を見ましても、産出機関同士では FISIM は発生しないといった取扱いをしているといったところも含めまして、①の B を控除するというやり方で対処したいと思っております。

この状況につきましては、資金循環統計など、残高利子額を控除するというやり方で対処させていただこうと考えております。これは統計の計測上テクニカルな対応をしていますということでございます。

続きまして別紙4でございますが、現実的な本系列への移行に伴いましての問題点でございますが、実質化の行い方でございます。先ほど参考1の図で見ていただきましたけれども、FISIM の推計というのは残高と参照利子率との率差の部分を乗じたもので計算しているところでございますが、実質化につきましては、さっきの残高部分と率差の部分を分けて行っているというものでございます。この率差というものは基準年、今回の基準改定で言いますと平成17年の率差で固定させていただいておりますが、残高の方については基準年時点の残高の価値で過去から未来まで合わせなければいけない。そこについては、総合的な価格指数という形で実質化するというものでございますけれども、これにつきましては今回の本系列の導入につきましては、消費者物価指数（CPI 総合指数）を使いたいと提案させていただいております。参考試算値におきましてはGDPデフレーターを使っていたところでございますが、GDPデフレーターといいますのは国民経済計算全体を作業していく中で最終段階に出てくるというものがございまして、作業手順の大幅な見直しを伴いますので、今回の導入に当たりましては、GDPデフレーターを使うことは非常に困難であろうと判断しております、それに代わるものを提案させていただこうということでございます。

実質化のデフレーターにつきましては、93SNA 上には明確に規定されたものはございません。実際にEU基準の方でどうなっているかといいますと、残高の実質化につきましては金融機関に関する数量指数（Volume Indicators）というものを作成して行うのが望ましいとしておりますが、実

際にEU諸国はどうかといいますと、数量指数を作成して行っている国はないといった状況になっております。この作成が非常に難しいということもございまして、こういった状況でございます。

そういった場合にどういったものを使用するかということで、GDPデフレーター、国内需要デフレーター、消費者物価指数といったものを使うべきではないかということで推奨されておまして、諸外国、特にEUではこういったものを使っているという状況でございます。

我が国におきましては、先ほどお話しさせていただきましたとおり、実際の推計手順上の問題で非常に難しいということがございますので、GDPデフレーターもしくは国内需要デフレーターも同じような状況がございますので、CPI総合指数で提案させていただいているところでございます。

しかしながら、一方でイギリス、フランスなどではGDPデフレーターが使われておりますが、実際にいろいろな話を聞いておりますと、それぞれの国も同じように作業手順上の問題を抱えているということで、実際にイギリスでは数量指数を取り組む方向で、そういった問題解決をしたいといったことも考えているという話がございますが、そこもなかなかうまくいかないという状況で、非常に各国悩みながらやっているところでございます。

実際そうは言いましても、GDPデフレーターからCPIに変えていいのかという話ですが、その辺の違いについて9ページでまとめております。上のグラフがGDPの変化率でございますが、FISIMを含まない線とFISIMを実質化した線がございます。実質化した線はGDPデフレーターで行ったものとCPI総合指数で行ったものとございますが、ほとんどCPIで行ってもGDPデフレーターで行っても違いはないという状況が出ているのではないかと思います。

下の方で、実際に実質FISIMの最終消費の変化率を見ておりますけれども、ここは若干の差異はございますが、違いはほとんどないだろうと判断しておまして、いろいろな作業手順の制約等を踏まえまして、CPIを使ってやっていきたいということを提案させていただこうというものでございます。これが今回の参考試算値からの変更ということでまとめたところでございます。

資料7-2につきましては、実際にこういった形で推計している概要をまとめたペーパーでございますので、こちらは説明を省略させていただきたいと思っております。

実際に推計した結果がどのようなものであるかを資料7-3でまとめてございます。最後の②で表をつけておりますが、ちょっと細かいのでグラフの方でお話しさせていただければと思います。

資料7-3の①の1ページ目でございます。名目の方でいきますと、借り手側の算出額が大きくなってきていると。平成19年度で見ますと、名目で借り手側16.8兆、貸し手側で2.8兆、合わせて19.6兆。実質の方では借り手側が19.8兆、貸し手側が2.1兆で、合わせて21兆という状況でございます。

2ページにつきましては、借り手と貸し手を合わせたものでございます。

3ページは、中間消費と最終消費を合わせたものでございます。最終消費につきましては全体でFISIMを導入することによって10兆円程度の最終消費を押し上げる効果があるといった状況でございます。

4ページが、FISIMの最終消費がどのように変化しているかでございます。

5ページでございますが、GDPに対してどのくらいの影響があるかというものでございます。

実際にGDPに対する影響でございますが、平成19年度で名目で9兆のGDPの増加、平成19年度で実質9.5兆ということでございます。GDP全体に対する比率ということでは今のところ大体2%程度、原価で1.8~2%程度といったところのGDPに対する影響があるという結果となっております。

説明は以上でございます。

○深尾部会長 ありがとうございます。

それでは、今の説明に対して御質問・御意見をどうぞお願いします。

○菅野委員 まず、FISIM、すなわち金融仲介サービスを営んでいる機関のサービスをGDPに反映させるという考え方は、従来から私も持っていましたので素晴らしいことだと思います。そこで質問ですが、FISIMというのは特に貸し出しと預金の差、すなわち銀行の資金利鞘を計測するということですが、そうすると貸出金利に含まれる信用リスクをどのように扱うか、という問題がでてきます。金融機関がハイリスクの貸出を増やすと、利鞘は拡大しますが、それは金融機関がより付加価値を生むサービスを提供するという考え方でよろしいのでしょうか。

2点目は対象商品についての質問ですが、93SNAと今回の案である「預金・貸し出しに限る」という考え方には大きな違いが存在します。今回、対象を預金・貸し出しに限るという理由として「国際動向にかんがみ」というように書かれてありましたけれども、金融機関の活動が非常に多角化している状況のもとで預金・貸し出しに限ってしまうというのは、むしろ考え方としては後退しているのではないかという気がします。例えば、最近貸し出しの証券化商品が大幅に増加していますが、貸し出ししか対象にしないと貸し出しが金融機関のバランスシートに計上されているときは計測されますが、それが今度証券化されて転売されてしまうと、その残高の部分がそもそも計測の中から消えてしまうわけですね。これはちょっと矛盾じゃないかなという気もして、そうすると、証券を含んでいた概念の方がFISIMがむしろ正しく計算されることにならないのかなという気もしていますので、もしその辺の検討の経緯がございましたら、教えていただきたいと思います。

○中原分配所得課長 まず、1点目、ハイリスク・ハイリターン金融機関が増えてしまうというお話ですが、実際に現在FISIMと申しますのが国際的にもいろいろまだ議論しているところがございます。特に日本銀行などが各国の中央銀行でお話をいろいろされているということでございますけれども、そこでリスクといったものをFISIMとして評価していいのかいけないのかという議論が確かにあるということを私どもも承知しております。ですから、これはこれからの議論なのかというのと、ただ一方で、それについてもいまだにどうすべきかという結論までは至っていません。除くべきではないかという議論が大層を占めているというお話もございますが、それについてはこれからの動向を見ながら適切に対応していきたいと思っておりますし、我々もそれに対してはきちんと考えていきたいと思っております。

しかしながら、現段階ではそういったものも入った状態でFISIMを計算しておりますので、国際比較の観点からいきますと今回のやり方でやらせていただきたいということで考えております。

もう一点目の93SNAのようないろいろな商品が入っている状態が望ましいのではないかとこのことではございますが、こちらもしっかりとそういった問題はこれから出てくるであろうと。特に証券化

というのは私ども非常に気にしております、実際にこれもこれからの国際的議論を踏まえながら、どういった形のを FISIM として評価していくのかといったものを考えながらやっていくべきであろうと考えております。

ただ一方で、アメリカなどが比較的預金と貸し出し以外とかそういったものが入った状態で FISIM を計測しているという動きもございますが、一方で 08SNA の中で預金の貸し出しに限るといような方向性が出ておまして、アメリカもこういった方向で行くのではないかとといったような考え方を今持っているといったところも今回海外の事例を調査しながら得ておりますので、御指摘の点につきましては、これからもしっかりと状況を把握していかなければいけないと思っておりますし、我々もそういった議論に参画していきながら、よりいいものを計測し、対処していかなければいけないと思っておりますが、これから導入する段階では今の基準である調達側で預金、運用側で貸し出しというものに限定した形でやっていきたいということを提案させていただこうと思っております。

○菅野委員 08SNA を議論したときに、この問題というのは国際的に議論されたけれどもこうなったのか、余り議論されないでこうなってしまったのか、その辺のところは御存じでしょうか。

○中原分配所得課長 大変申し訳ないんですが、その辺は私ども押さえていない状況でございますけれども、現実問題としてはいろいろなリスクとか期間の違いとか、そういったものを除くとかいろいろな議論が現在起きているのは承知しておりますので、そういったところは適切に対応していきたいと。実際に 08 のときの議論をどこまでやったかは私の方で把握しておりませんので、大変申し訳ございません。

○首藤委員 今、菅野委員から指摘されたこととほぼ同じ意見でございますけれども、それとの関連で申しますと、私が最初に理解したときは、この FISIM というのは預金・貸し出しサービスから生じる付加価値と考えたんですが、どうも実際に計算されるのはそうではないという気がいたしまして、1つは、参照利率の計算の仕方ですが、参照利率では資料 7-1 の 1 枚目に書いてございますけれども、リスクプレミアムを最大限取り除き、いかなる仲介サービスも含まない率と提言されておりますが、そうであれば単なるインターバンクレートというのが一番いいんじゃないかと思えます。しかしながら、それを使えない理由として、ノンバンクを仲介サービスに入れているということなんですね。どこで御説明いただいたか忘れてしまいましたけれども、金融仲介サービスと補助的金融仲介サービスに分けていらっしゃる。そのとき何でノンバンクが金融仲介、料金貸出業務に関しては補助的な金融仲介サービスだと、いわゆる預金貸出サービスではないのではないかと。それならそれですっきりするなど。もし、ノンバンクを入れたがために参照利率の計算が非常に複雑になって、一方で、国際的な基準を取り入れると言いながら EU のレートとも違って、それは日本の制度的な条件によってですね。ですので、例えばノンバンクに関してはノンバンク貸出金利とか入れたら問題ないんじゃないかなという気もいたしますし、もし、仮にノンバンクまで入れるのだったら、同じレートで計測しなければいけないのかというのが一つ。本当に付加価値ということを考える、あるいは利ざやということを考えるのであれば、そうではないかと思えます。ほかの国でも金融仲介機関の中にノンバンクを入れているのかどうかも伺いたいと思えます。

それから、もう一点は、今の金融機関の状況を見ますと、先ほど御指摘があったように、非常に金融サービスが多様化していきまして、なおかつ金融持株会社が主流になってきています。そうした中で、例えば、グループ間の取引はどうやってとらえるのか。一方で、ノンバンクを入れて一部銀行以外の貸し出しも取り入れるということが行われているときに統計の取り方はどうなるのかと。特別の機関の取引というのはどのように取り入れられているのか。

そういうことも考えますと、例えば、保険会社も同じように補助的な金融仲介サービスとして貸し付けをやっているのではないかと考えられまして、**FISIM**として一体何を計算しているのか、少しあいまいになってくるような気がいたします。ですので、その辺のところを御説明いただきたいと思います。

○中原分配所得課長 まず、単純にインターバンクレートを使えばいいのではないかというお話でございましたけれども、こちらの参照利子率の計算について、ノンバンクについて入っている、入っていないというところでは、それほど考えなくてもいいのかなと実は思っております。ただ一方で、実際にありますレートをそのまま使っていくと、先ほど菅野委員の御指摘の中でお話しさせていただいたところもあったんですけども、タームの問題というのがございまして、実際の利子率、利息額の入っていくところの長短の問題と、いわゆる市中にございますインターバンクレートで差が出てきてしまうところがあるのではないかと考えておまして、実際にそのレートをそのまま入れてしまうと、参照利子率が運用利子率と調達利子率の間に入らないところが出てきてしまうことがございます。そういったこともあるものですから、実際のところは計算上の形で出しているといったものが統計の作成的な部分でございますけれども、そういった事情がございまして、そういったところで、なかなかインターバンクレートをそのまま使うというのがうまくいかないということでございます。

それから、金融サービスの多様化の問題がございまして、これは商品のいろいろな多様化については追いついていけないところもございまして、これは世界的な議論の中でやっていくのかなと考えています。

グループ間取引というお話でございまして、私ども推計している基本的な資料は、残高部分につきましては日本銀行がつくっている資金循環統計を使っております。その中でとらえられているものについては、別々に入っているところは別々にすることで合わせるようにしていると。もう一方で利息額については、各機関の財務諸表から数字を拾って利息額を取っていると。ですから、このいろいろな定義は、それぞれ合うような形で今のところやっております。

もう一つ、グループ間取引でございまして、例えば、系統預金は農協系の金融機関、信用組合、そういうところは系統預金がございまして、そちらについてはその中で動いているものでございますので、この **FISIM** の計算の中からは除いてやっております。そういった形で可能な限りについては、グループ間というのは **FISIM** を産出する機関同士ですので、そこで **FISIM** が動くというのは自然ではないので除くといったことでやっております。

もう一つ、保険などの扱いでございまして、実際のところどうかといいますと貸出業務をやっておりますが、これも国際的な基準でいきますと、いわゆる預金取扱機関と保険を除いたその

他金融仲介機関は FISIM の対象ということで基本的にやっておりますので、それに合わせてやっているといったところでございます。

それから、ノンバンクを入れているかどうかという話でございましたけれども、貸し出しのみを行っている業務も FISIM を生む機関として EU 諸国では入れているということで確認はとれております。

それと、実際 FISIM と計測すべきところが非常にあいまいではないかというお話もございましたけれども、考え方としては預金を集めてきて、その預金を貸し出しする形に転換していくと。それだと預金取扱機関という話になってしまうんですけれども、金融機関全体の中で預金を集めて銀行から預金のファイナンスが下に移って、そのファイナンス会社が更に貸し出しを行うといった流れも含めて FISIM を計算しようと、そういった流れを含めた預金から貸し出しへの転換といったことをとらえようということで考えております。そういった面からいきますと、多少厳密には違うことを言ったところもございますが、全体の大きな流れの中でそういった流れをとらえようといった試みということで御理解いただければと思っております。

○清水企画調査課政策企画調査官 補足させていただきます。ノンバンクの扱いでございますけれども、EU すべてということではなくて国によってまちまちでございます。イギリスとカナダはノンバンクを入れてございます。ドイツは預金取扱機関に絞っておりますので、厳密な意味ではノンバンクは外すという定義になってはいますが、ほとんどユニバーサルバンクでノンバンク的なものも預金取扱機関に入っていますので、ほとんど包含されています。一方、アメリカでは入れていないといったような、まちまちの動きでございます。

あと、最初にございました、インターバンクレートをそのまま使えばいいのではないかという話でございますが、これも EU の中でも割れてはまして、ドイツはマーケットレートをそのまま使っています。一方で、フランスは我が国のような取引のレートから計算しているということでございまして、中原課長が申し上げましたとおり、各国とも運用利率と調達利率の間にきちんと参照利率が入って預金貸出サービスの配分を行えるというレートは何かというのを試行錯誤で探って、その中で取り得べきものを入れていると、各国事情に合わせてやっているというのが実情でございます。

以上でございます。

○ホリオカ審議協力者 今までの議論を伺っておりますと、FISIM の計算方法にさまざまな問題があるような印象を受けます。そして、その多くの問題は国際基準自体に問題があるように思うんですけれども、ただ、日本がこういった問題を独自に解決しようとするすると、日本のデータとほかの国のデータとの間の整合性が失われてしまうおそれがありますので、国際基準に問題があったとしても、差し当たってはなるべく忠実に国際基準に従って FISIM の推計を行いまして、より長い目で国際基準が決まる場、国連か OECD かわかりませんが、そういった場で国際基準の問題点を積極的に指摘して、国際基準自体の改善に貢献するのが一番いい方針ではないかという気がします。

以上です。

○高木委員 私もホリオカ先生と似たような考えを持っているんですが、この FISIM については随分時間をかけてやってきているわけですね。問題があるということもみんな承知しているわけです。ただ、基本的なところは従来、金融機関の附属サービスという格好で処理されていたものを、通常のサービスと同じようにサービス量と価格に分解して考えていこうという大きな狙いがあるわけです。だから、制度的な要因の強い金融機関において、それを適用した場合にいろいろな問題が発生してきているわけですね。例えば、資料 7-1 の 6 ページを開けていただきたいんですが、民間金融機関と公的金融機関の利子率が出ております。民間金融仲介機関の場合ですと、苦勞されて参照利子率をちょうど運用と調達の間に来るように入りましたよね。これが今回の大きな工夫だったと思うんです。要するに、金融仲介サービスというのも市場なんだ、そういうマーケットがあるんだという、あくまでも擬制措置ですよ。その結果こういうふうになった、ならせたと言った方がいいかもしれません。

下の制度的な要因の強い公的金融機関はどうかというと、先ほどお話にありましたように、平成 16 年度以前というのはめちゃくちゃですよ。こういうやり方は市場に乗らないからですよ。そういうものが端的に出ているので、問題があることは事実なんだけれども、先ほどホリオカ委員が言われたように、問題は問題として認識して、ほかの国がこれを行っているんですよ。だから、前向きな方向で考えた方がいいかなと思っております。

○藤井委員 今のホリオカ先生、高木先生の御意見に私も共感するところが大きんですが、事務局へのお願いは、昨今の国際的な動向というのが今回の資料の中には必ずしも具体的に書かれていないように思います。先ほど御説明をいただいた中では、例えばアメリカはこうですとかいろいろおありだったかと思えます。今回は高木先生が先ほどおっしゃられたように、今まであった問題についてかなり概念を割り切って整理することによって、図 2 の先ほどのところまで持ってきたということではないかと思えますが、できましたら、まだあと 1~2 回議論があるかと思えますので、その場で口頭で御説明のあった国際動向等で参考にできるものがあれば、具体的な資料の形でお示しいただければ大変ありがたいと思います。よろしく申し上げます。

○深尾部会長 ほかによろしいですか。

○大貫消費統計課長（総務省統計局） 先生方の議論に出なかったことで、別紙 4 のデフレータについて、C P I の供給者として統計局から一言言わせていただきます。

C P I と G D P デフレータの動きが大きく違うのはどういうときかといいますと、例えば、輸入物価が上がって原油の高騰で C P I の総合は上がっているけれども、G D P デフレータは一般的に言う逆の下がったりするという場面があると思うんですね。ここで言われている大きな違いがあるというのは、平成 19 年度で終わっていますので、ちょうど原油高騰の時期について検証されているかどうかというのが 1 点でございます。

もう一点は、資料の 9 ページで大きな違いが見受けられないと総括されているんですけども、下の図を見ますと 1% ぐらいの違いはあるようですので、どのぐらいの違いであれば大きな違いは見受けられないと判断されているのかというのが、若干議論が大ざっぱ過ぎるのではないかという気がいたしますので、今後議論されるときに、もう少し細かく丁寧に御説明いただいた方がいいの

かなと思った次第です。

以上でございます。

○深尾部会長 事務局からお返事はありますか。

○中原分配所得課長 実際のところ、C P I を使っておりますところにつきましては、経済活動全般をカバーする物価指数といったものが望ましいであろうと。エネルギーとかそういったものの変動が起きましても、そういったことも含めて全体の経済活動をカバーしていることが望ましいのではないかとといったところでC P I の総合指数を使っているところでございます。確かに、G D P デフレーターと違いが大きい小さいというのは物差しの見方がいろいろございますので、私どもとしてはG D P 全体の成長率といったものを見た場合に、ほとんど違いがないとしたところでございますけれども、これについては今後導入の中ではそれなりの分析などもしながら対応していきたいということは考えております。

○菅野委員 実際にどうするかという点については、先ほどのホリオカ先生、高木先生の方向性で大きく異存はありませんが、ただ、国際的な動向がこうだからその通り従いますということだと、何のためにここで議論しているのか分からなくなるので、藤井委員会からのご指摘のように、参考意見でもいいので、日本としてどう考えるかというのはある程度議論して記しておくことが必要だと思います。

○長谷川企画調査課長 国際的な議論ということですが、08 を含めまして FISIM の問題というのは、ある意味 93 どころか 68 以前からの金融サービスとは何か、利ざやはどうとらえるべきなのかといった非常に概念的あるいは一種哲学的な議論が延々と行われてきているというのが正直なところだと思います。ですので、08 については今回私の知っている限りでは、例えば、キャピタルの計測というのはかなり重要なウエートを占めたわけでございますが、FISIM についてはむしろ今回かなり整理はされましたけれども、今後の課題みたいな形でやや先送りの整理をされたのかなと思っておりますので、機会があればこれまでの議論を御紹介して、FISIM についてはまさに議論が改めて本格化するところでございますので、是非、先生方の御意見を賜ればと思っております。

金融サービスにつきましては、その資金をいかに変換するかというようなところで、例えば自己資金をやったときはどうなるかいろいろ複雑な問題がございますし、そういう意味では、むしろ議論を単純化と申しますか、わかりやすいような形で、言わば最終的な借り手と貸し手の関係に取れんといえますか、それが一つ明確な形で今はある意味一つの基準になっていると思っておりますが、各国とも現状のままではやはり概念的・実務的な面でも課題が多いということで、改めて議論が活発化する動きがございますので、そういう点も踏まえて先生方にも御議論いただければと思っております。

○深尾部会長 まだまだ議論が尽きないんですけれども、予定の時間を大分超過していますので、また次回も議論できますので、首藤さん、短くお願いします。

○首藤委員 今の点に付け加えて、金融サービスを利ざやでとらえるというのは非常に古い考え方ですので、金融サービス業全体のアウトプットをどうとらえるかということに関して、国際的にどういう議論がなされているのかというのを少しでいいですから、またいずれ機会があったときに御

説明いただくか、あるいはこの報告の中に付け加えていただきたいと思います。

○深尾部会長 私も消費者物価でデフレートするとか、GDPデフレータでデフレートするというのは最後の手段で、ほかに何も無いときにそういうことをするということだと思います。本当は金融サービスのクオリティをちゃんとはかって価格を正しくはかっていくのが正しい方向だと私も思います。

今日いろいろな宿題が、リスクの問題とか証券化の問題とか、国際的な動向についてももう一回概観をするべきだとか、ノンバンクの問題、グループ間取引の問題、CPIの問題等提起されましたが、これについては事務局で引き取っていただいて、次回もう一回この場で報告を聞いた上で議論したいと思います。できれば次回で意見の取りまとめを行いたいと考えています。内閣府には引き続き検討等をよろしくお願いします。

では、少し時間を長引かせて恐縮ですが、今回はこれで終了させていただきたいと思います。次回は1月中をめどに開催したいと思います。後日、事務局から日程調整をさせていただきますので、よろしくお願いします。

では、これで国民経済計算部会を終了します。どうもありがとうございました。